

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R7.1.5	R7.2.18	東京都生活文化スポーツ局が実施する「名もなき家事」に関する事業（キャッチフレーズ募集、アイデア募集、広報、動画制作等）の全てに要した経費の内訳（契約別）と本事業に関する決裁文書の全て	262		1					1	1	1		1				【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 ・非公開の審査委員会の情報であり、公にすることにより、委員等との信頼関係を損ね、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため ・公にすることにより、当該契約事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 ・公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
7	R7.2.12	R7.2.26	1 6生安都第803号「トー横」等における青少年・若者の被害等の防止に係る情報連絡会の開催について 2 取材案内「トー横」等における青少年・若者の被害等の防止に係る情報連絡会の開催【第4回】 3 「トー横」等における青少年・若者の被害等の防止に係る情報連絡会次第	9	1															生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課
8	R7.2.12	R7.2.26	情報連絡会（第4回）タイムテーブル	2		1					1								【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため不開示	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課
9	R7.2.12	R7.2.26	令和7年2月4日開催 トー横の若者向け相談施設「きみまも@歌舞伎町」に関する連絡会議における会議録					1											当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R7. 2. 12	R7. 2. 26	会議資料「トー横」等における青少年・若者の被害等の防止に係る情報連絡会の開催【第 4 回】	18														実施機関においてインターネットにより提供を行っており、東京都情報公開条例第18条第 2 項により、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課	
11	R6. 12. 23	R7. 2. 26	特定非営利活動法人〇〇の定款、令和3年度 事業計画書、令和4年度 事業計画書、令和3年度 活動予算書、令和4年度 活動予算書、定款（補正前）、令和3年度 事業計画書（補正前）、令和4年度 事業計画書（補正前）、令和3年度 活動予算書（補正前）、法人台帳、（提出書類チェックシート）特定非営利活動法人の設立について（登記完了届出受理）、履歴事項全部証明書、設立時 財産目録、（提出書類チェックシート）特定非営利活動法人の定款変更について（届出受理）、新旧対照表、認証書（案）、新旧対照表、認証書の写し、（提出書類チェックシート）特定非営利活動法人の定款変更について（登記完了提出書受理）、4生都管第920号・5生都管第835号 特定非営利活動法第29条に規定する事業報告書等の提出の督促等について 起案文書、（案 1 ～ 3） 督促書、（案 4） 事業報告書等の提出がない法人から提出された説明文書 、（別添） N P O 法人事業報告書等提出についてのよくあるお問い合わせ、（別紙 1） 督促対象法人内訳、（別紙）市民への説明の要請について、督促書の写し、過料事件通知書の写し、別添 履歴事項全部証明書、別添 督促書の写し、別添 定款、別添 認証書	105	1														生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
12	R6. 12. 23	R7. 2. 26	特定非営利活動法人〇〇の設立認証申請書、委任状、設立趣旨書、設立総会議事録、確認書、就任承諾書及び誓約書、役員の住所又は居所を証する書面、社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）、「特定非営利活動法人設立認証申請」に係る補正書類の再提出について、設立認証申請書（補正前）、設立時の役員名簿（補正前）、設立趣旨書（補正前）、設立総会議事録（補正前）、確認書（確認書）、就任承諾書及び誓約書（補正前）、社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）（補正前）、設立認証申請チェックリスト、申請書類形式確認チェックリスト、2生都管特第1244号 特定非営利活動法人の設立について（認証決定）起案文書、認証書（案）、認証者の写し、設立登記完了届出書、NPO法人：「設立登記完了届出書」チェックリスト、	168		1					1	1	1		1				【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
			住所変更届出書、NPO法人：「住所変更届出書」チェックリスト、定款変更認証申請書、委任状、社員総会議事録、定変認証申請チェックリスト（所轄庁変更なし）、3生都管特第178号 特定非営利活動法人の定款変更について（認証決定）起案文書、定款の変更の登記完了提出書、NPO法人：「定款の変更の登記完了提出書」チェックリスト、令和3年度～令和5年度 事業報告書等提出書、NPO法人「事業報告書等提出書」チェックリスト、定款の変更の認証に係る閲覧書類提出書、NPO法人：「定款変更認証にかかる閲覧書類の提出」チェックリスト、（別紙2） 督促対象法人一覧、6生都管第345号 特定非営利活動促進法第80条第5号に基づく過料事件通知について 起案文書、別紙 過料事件通知対象法人一覧、別添 定款変更認証申請書、別添 事業報告書等提出書、令和6年4月～12月 特定非営利活動法人〇〇 に関する対応記録書														【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、都に対する通報者の信頼を損ない、また、今後、都民等が自己の行動や意見などが公にされることを懸念して都への通報を躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握や、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため		
13	R6. 12. 23	R7. 2. 26	特定非営利活動法人〇〇の設立時の役員名簿、最新の履歴事項全部証明書、令和3年度～令和5年度事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）、最新の定款														【東京都情報公開条例第 1 8 条第 1 項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
14	R7. 2. 18	R7. 2. 26	宗教法人〇〇の規則 (1) 規則認証時における規則 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日登記) (2) 規則変更認証時における規則 変更事項 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日交付)	7		1					1		1						【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第4号】 印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
15	R7. 2. 19	R7. 2. 28	宗教法人〇〇の現行の規則 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日登記)	9		1					1		1						【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第4号】 印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課